

単体開示簡素化を図る財務諸表等規則等の改正

会計監理部 公認会計士 江村羊奈子

▶ Yonako Emura

消費財製品製造業等の財務諸表監査に携わるとともに、会計監理部で監査部門への会計に係る情報提供等の業務に従事。日本公認会計士協会会計制度委員会 開示専門委員会専門委員。

I はじめに

平成26年3月26日に、内閣府令第19号「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等（以下、本改正）が公布されました。

これは、企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日）を踏まえ、有価証券報告書等における単体開示の簡素化の方針を図るためのものであり、平成26年3月期から適用されることとなりました。

II 主な改正内容

主に次の改正が行われました。

- ▶ 連結財務諸表作成会社のうち、会計監査人設置会社（別記事業を営む株式会社又は指定法人（以下、別記事業会社等）を除く）は「特例財務諸表提出会社」とされ、会社法の要求水準に合わせた開示の特例が設けられました。
- ▶ 連結財務諸表作成会社においては、個別財務諸表における多くの注記や、主な資産及び負債の内容の開示の免除等が行われました。
- ▶ その他、区分掲記に係る重要性基準の緩和や、有価証券明細表の開示免除等が行われました。

III 特例財務諸表提出会社における開示の取扱い

特例財務諸表提出会社においては、会社法の要求水準に合わせたものとするため、次の項目について新たな様式によることができることとされました（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、財規）127 I）。

- ▶ 本表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）
- ▶ 附属明細表（有形固定資産等明細表・引当金明細表）

また、次の注記は、会社計算規則の規定をもって注記できることとされました（財規127 II）。

重要な会計方針・表示方法の変更・会計上の見積りの変更・親会社株式の表示（注記）・関係会社に対する資産及び負債・担保資産・偶発債務・関係会社に対する収益及び費用

なお、これらの規定により財務諸表を作成した場合には、特例財務諸表提出会社に該当する旨や、財規第127条の規定により財務諸表を作成している旨の記載が求められます（財規128、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、開示府令）第三号様式（39）、第二号様式（59））。

IV 連結財務諸表作成会社の開示免除規定

1. 個別財務諸表における注記の免除

金商法の連結財務諸表において十分な情報が開示されている場合には、金商法の単体ベースの開示を免除することとされ、次の項目については、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合に個別財務諸表において記載を要しないこととされました。

リース・分離元企業（事業分離）・資産除去債務・評価性引当金・減価償却累計額・減損損失累計額・土地再評価・たな卸資産及び工事損失引当金・企業結合に係る特定勘定・1株当たり純資産額・工事損失引当金繰入額・たな卸資産の簿価切下額・研究開発費・減損損失・企業結合に係る特定勘定の取崩益・1株当たり当期純利益金額（潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を含む）・自己株式

2. 主な資産及び負債の内容の開示免除

連結財務諸表を作成している場合は、主な資産及び負債の内容の記載を省略できることとされました（開示府令第三号様式記載上の注意(53)、第二号様式記載上の注意(73)）。これは、売掛金等債権・債務の相手先として子会社等が多く開示される傾向がある中で、連結財務諸表の開示が中心となっている現状においては、連結財務諸表で相殺消去される子会社等との取引等に関する情報の有用性が相対的に低下しているとの考え方から見直されたものと考えられます（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」（以下、金融庁の考え方）No.31参照）。

3. 製造原価明細書の開示免除

連結財務諸表上セグメント情報を注記している場合は、製造原価明細書を掲げることを要しないこととされました（財規75Ⅱ、開示府令第三号様式(49)、第二号様式記載上の注意(69)b）。これは、多角的に事業展開する会社が多くなってきている現在、複数の事業に関する原価の発生を合算して一つの明細書で開示しても投資情報としての有用性は低いとの考えが背景にあるものと考えられます（金融庁の考え方No.16参照）。

V その他

1. 区分掲記に係る重要性基準について連結と同様の基準への見直し

貸借対照表の区分掲記や関係会社に対する資産・負債の注記に係る重要性基準が、総資産又は負債及び純資産の合計額の1/100超から5/100超に緩和されました。また、販売費及び一般管理費の注記に係る重要性基準についても、販売費及び一般管理費合計の5/100超から10/100超へと緩和されました。

2. 注記項目の削除

固定資産の再評価に関する注記（財規（改正前）42）及び配当制限に関する注記（財規（改正前）68の2）については、財規の項目が削除されました。配当制限に関する注記は、第三号様式(34)配当政策に記載されることとなりました。

3. 有価証券明細表の開示免除

別記事業会社等を除く財務諸表提出会社（金商法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者に限る）は、有価証券明細表の作成が不要とされました（財規121Ⅲ）。これは、有価証券報告書の第4提出会社の状況6.コーポレート・ガバナンスの状況において株式の保有状況が開示されているため免除されたものと考えられます。

4. 被合併会社の個別財務諸表の開示規定の見直し

財務諸表において求められている被合併会社の個別財務諸表の開示（開示府令（改正前）第二号様式記載上の注意(67)e、第三号様式記載上の注意(47)e等）は、本改正で項目が削除されました。

VI 適用時期

平成26年3月31日以後に終了する事業年度、連結会計年度、中間会計期間及び中間連結会計期間から適用されます。

なお、金融庁の考え方No.2では、特例財務諸表提出会社が財規第127条の規定に基づいて開示した場合には表示方法の変更に該当することが示されるとともに、同No.4では開示免除となった項目の前年度分（比較情報）の記載が不要である旨が示されています。